

基 発 1023 第 10 号  
平成 26 年 10 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

「作業環境測定特例許可について」等の一部改正について

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第377号。以下「改正告示」という。）が、平成26年9月29日に公示され、改正告示による改正後の作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）については、平成26年11月1日（一部の規定については平成26年10月1日）から適用されることとなった。

これに伴い、作業環境測定の特例許可に関する下記の1及び2に掲げる通達の一部をそれぞれ別添1及び別添2の新旧対照表のとおり改正し、平成26年11月1日から適用することとしているので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

#### 記

- 1 平成2年7月17日付け基発第461号「作業環境測定特例許可について」
- 2 平成2年7月17日付け基発第462号「相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数及び妨害物質がある場合における検知管方式による測定の具体的方法について」

別添 1

平成 2 年 7 月 17 日付け基発第 461 号「作業環境測定特例許可について」の新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">作業環境測定特例許可について</p> <p>粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）<u>第 26 条第 3 項</u>並びに作業環境測定基準(昭和 51 年労働省告示第 46 号。以下「測定基準」という。)<u>第 10 条第 3 項</u>及び<u>第 13 条第 3 項</u>の規定に基づく所轄労働基準監督署長の許可については、下記によることとするので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 許可の基準等</p> <p>申請のあった単位作業場所について、申請日以前の 2 年間(以下「申請に係る期間」という。)において、次の事項のいずれにも適合する場合は、許可すること。</p> <p>(1) 作業環境測定が 6 月以内ごとに 1 回、定期に実施されていること。</p> <p>(2) 作業環境測定が測定基準に従って行われていること。</p> <p>(3) 作業環境測定の結果の評価がすべて第 1 管理区分であること。</p> <p>(4) 作業環境測定の結果の評価が作業環境評価基準(昭和 63 年労働省告示第 79 号)に従って行われていること。</p> <p><u>(5) 測定基準第 10 条第 3 項を適用する場合であって、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の 3 に規定する特別有機溶剤等のうち同項第 3</u></p>	<p style="text-align: center;">作業環境測定特例許可について</p> <p>粉じん障害防止規則（昭和五四年労働省令第一八号。以下「粉じん則」という。）<u>第二六条第三項</u>並びに作業環境測定基準(昭和五一年労働省告示第四六号。以下「測定基準」という。)<u>第十条第三項</u>及び<u>第十三条第三項</u>の規定に基づく所轄労働基準監督署長の許可については、下記によることとするので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 許可の基準等</p> <p>申請のあった単位作業場所について、申請日以前の 2 年間(以下「申請に係る期間」という。)において、次の事項のいずれにも適合する場合は、許可すること。</p> <p>(1) 作業環境測定が 6 月以内ごとに 1 回、定期に実施されていること。</p> <p>(2) 作業環境測定が測定基準に従って行われていること。</p> <p>(3) 作業環境測定の結果の評価がすべて第 1 管理区分であること。</p> <p>(4) 作業環境測定の結果の評価が作業環境評価基準(昭和 63 年労働省告示第 79 号)に従って行われていること。</p>

号の2に規定する特別有機溶剤を2種類以上含有するもの(以下「混合特別有機溶剤」という。)を測定対象物とする場合には、当該混合特別有機溶剤に含有される特別有機溶剤のうち、含有量(重量パーセント。以下同じ。)が最大のもの(以下「主成分」という。)が測定基準第10条第2項第5号又は第7号から第10号までに掲げる物であること。

(6) 測定基準第13条第3項を適用する場合であって、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤(特別有機溶剤を含む。備考を除き、以下同じ。)を2種類以上含有するもの(有機溶剤の含有量の合計が5パーセントを超えるものに限る。以下「混合有機溶剤」という。)を測定対象物とする場合には、当該混合有機溶剤に含有される有機溶剤のうち、主成分が測定基準第10条第2項第5号若しくは第7号から第10号までに掲げる物又は測定基準第13条第2項各号に掲げる物であること。

(備考) 混合有機溶剤には次の①～⑥があること。

①2種類以上の有機溶剤のみを成分とする物

②2種類以上の特別有機溶剤のみを成分とする物

③有機溶剤及び特別有機溶剤のみを成分とする物

④2種類以上の有機溶剤に加えて、有機溶剤及び特別有機溶剤以外の物質を成分とする物

⑤2種類以上の特別有機溶剤に加えて、有機溶剤及び特別有機溶剤以外の物質を成分とする物

⑥有機溶剤及び特別有機溶剤に加えて、有機溶剤及び特別有機溶剤以外の物質を成分とする物

(5) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤(エチルベンゼン及び1,2-ジクロロプロパンを含む。以下同じ。)を2種類以上含有するもの(以下「混合有機溶剤」という。)を測定対象物とする場合には、当該混合有機溶剤に含有される有機溶剤のうち、含有量(重量パーセント。以下同じ。)が最大のもの(以下「主成分」という。)が測定基準第13条第2項各号に掲げる物質であること。

(7) 次のイからハまでに掲げる事項に変更がないこと。

イ 測定対象物(注 1)

ロ 単位作業所における有害業務の概要(注 2)

ハ 単位作業所の位置(注 3)

(注 1) 測定対象物が混合特別有機溶剤又は混合有機溶剤である場合に、次の(イ)又は(ロ)に該当するときは、測定対象物の変更はないものとして取り扱って差し支えないこと。

(イ) 混合特別有機溶剤又は混合有機溶剤の主成分が同一である場合

(ロ) 混合特別有機溶剤又は混合有機溶剤の主成分が異なるものとなった場合には、当該主成分が測定基準第 10 条第 2 項第 5 号若しくは第 7 号から第 10 号までに掲げる物又は測定基準第 13 条第 2 項各号に掲げる物であり、かつ、別添 1 の方法により求めた値(以下「成分指数」という。)が申請に係る期間における作業環境測定に係る成分指数の最小値の 3 倍を超えない場合。

なお、測定対象物が混合特別有機溶剤に該当し、かつ、混合有機溶剤にも該当する場合であって、成分に特別有機溶剤と有機溶剤の両方を含むものである場合には、当該測定対象物を混合有機溶剤として成分指数を求めること。

(注 2) 次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、有害業務の内容の変更がないものとして取り扱って差し支えないこと。

(イ) 測定対象物が粉じんの場合であって、別添 2 粉じん作業の作業形態の区分の表において、異なる区分への変更がない場合

(6) 次のイからハまでに掲げる事項に変更がないこと。

イ 測定対象物(注 1)

ロ 単位作業所における有害業務の概要(注 2)

ハ 単位作業所の位置(注 3)

(注 1) 測定対象物が混合有機溶剤である場合に、次の(イ)又は(ロ)に該当するときは、測定対象物の変更はないものとして取り扱って差し支えないこと。

(イ) 混合有機溶剤の主成分が同一である場合

(ロ) 混合有機溶剤の主成分が異なるものとなった場合には、当該主成分が測定基準第 13 条第 2 項各号に掲げる物質であり、かつ、別添 1 の方法により求めた値(以下「成分指数」という。)が申請に係る期間における作業環境測定に係る成分指数の最小値の 3 倍を超えない場合

(注 2) 次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、有害業務の内容の変更がないものとして取り扱って差し支えないこと。

(イ) 別添 2 粉じん作業の作業形態の区分の表において、異なる区分への変更がない場合

(ロ) 測定対象物が特別有機溶剤等又は有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第1条第1項第2号に規定する有機溶剤等の場合であって、同項第6号イからヲまでにより示された業務の区分について、異なる区分への変更がない場合

(注3) 次の場合は、単位作業場所の位置の変更がないものとして取り扱って差し支えないこと。

申請に係る直近の作業環境測定に係る単位作業場所を基準として、当該単位作業場所と他の測定に係る単位作業場所との共通部分の面積が少なくとも一方の単位作業場所の面積の2分の1以上である場合

2 粉じん測定特例許可申請書(粉じん則様式第3号)の記載事項等

(1) 「申請に係る単位作業場所における粉じん作業」の欄は、粉じん則別表第2の号別及び別添2の区分に対応する作業形態を記載すること。

(2) 粉じん則第26条第4項第2号の図面については、当該単位作業場所における粉じん業務の概要が分かるものとし、申請に係る期間の各測定に係るものをすべて添付させること。

3 作業環境測定特例許可申請書(測定基準様式第1号)の記載事項等

(1) 申請書の記載事項については、次によるものであること。

イ 「申請に係る単位作業場所における有害業務」の欄は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる方法によること。

なお、当該単位作業場所において複数の有害業務(粉じん作業

(ロ) 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第1条第1項第6号イからヲまでにより示された業務の区分について、異なる区分への変更がない場合

(注3) 次の場合は、単位作業場所の位置の変更がないものとして取り扱って差し支えないこと。

申請に係る直近の作業環境測定に係る単位作業場所を基準として、当該単位作業場所と他の測定に係る単位作業場所との共通部分の面積が少なくとも一方の単位作業場所の面積の2分の1以上である場合

2 粉じん測定特例許可申請書(粉じん則様式第三号)の記載事項等

(1) 「申請に係る単位作業場所における粉じん作業」の欄は、粉じん則別表第二の号別及び別添二の区分に対応する作業形態を記載すること。

(2) 粉じん則第二六条第四項第二号の図面については、当該単位作業場所における粉じん業務の概要が分かるものとし、申請に係る期間の各測定に係るものをすべて添付させること。

3 作業環境測定特例許可申請書(測定基準様式第1号)の記載事項等

(1) 申請書の記載事項については、次によるものであること。

イ 「申請に係る単位作業場所における有害業務」の欄は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる方法によること。

なお、当該単位作業場所において複数の有害業務(粉じん作業

は含まない。)が行われている場合には、それらを併記すること。

(イ) 特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業場における業務については、その内容を具体的に記載すること。

(ロ) 有機溶剤業務については、有機則第1条第1項第6号に掲げる区分により記載すること。

ロ 「種類」の欄は、測定対象物が混合特別有機溶剤又は混合有機溶剤である場合には、申請に係る期間における各測定において測定対象とされた混合特別有機溶剤及び混合有機溶剤について、それぞれの成分、含有量及び成分指数をすべて記載すること。

(2) 測定基準第10条第5項第2号(第13条第5項において準用される場合を含む。)の図面については、当該単位作業場所における有害業務の概要が分かるものとし、申請に係る期間の各測定に係るものをすべて添付させること。

#### 4 作業環境測定結果摘要書(測定基準様式第2号)の記載事項

摘要書の「氏名又は名称」の欄は、特化則第36条の5に規定する特定有機溶剤混合物について同条において準用する有機則第28条第2項の規定による測定を行った場合には、当該測定を行った全ての者の氏名又は名称を記入すること。

#### 5 測定基準第10条第3項及び第13条第3項の特例許可の申請を併せて行う場合の作業環境測定特例許可申請書及び作業環境測定結果摘要書の記載方法

は含まない。)が行われている場合には、それらを併記すること。

(イ) 特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業場における業務については、その内容を具体的に記載すること。

(ロ) 有機溶剤業務については、有機則第1条第1項第6号に掲げる区分により記載すること。

ロ 「種類」の欄は、測定対象物が混合有機溶剤である場合には、申請に係る期間における各測定において測定対象とされた混合有機溶剤について、それぞれの成分、含有量及び成分指数をすべて記載すること。

(2) 測定基準第十條第五項第二号(第13条第5項において準用される場合を含む。)の図面については、当該単位作業場所における有害業務の概要が分かるものとし、申請に係る期間の各測定に係るものをすべて添付させること。

#### 4 作業環境測定結果摘要書(測定基準様式第二号)の記載事項

摘要書の「氏名又は名称」の欄は、二種類以上の有機溶剤を含有する混合物(エチルベンゼン及び1,2-ジクロロプロパンを含有するものに限る。)について特定化学物質障害予防規則(昭和四七年労働省令第三九号)第三六条の五において準用する有機則第二八条第二項の規定による測定を行った場合には、当該測定を行った全ての者の氏名又は名称を記入すること。

(1) 特化則第2条第1項第3号の3に規定する特別有機溶剤等に該当し、かつ、特化則第36条の5に規定する特定有機溶剤混合物にも該当する物について、測定基準第10条第3項の特例許可の申請と測定基準第13条第3項の特例許可の申請を併せて行う場合、1つの申請書に併記して差し支えないこと。

(2) この場合、申請書の「申請における単位作業場所における有害業務」欄については、測定基準第10条第3項に関する業務と測定基準第13条第3項に関する業務とを分けて記載する必要はないこと。

また、申請書の「申請における単位作業場所における測定対象物質の種類及び使用量」欄のうち「種類」欄には、申請書の備考に従い、「混合有機溶剤」と記入するとともに（ ）内に主成分の名称を記入すること。さらに、主成分の記載の後に、含有する特別有機溶剤のうち重量1パーセントを超えるものについてその名称を「(含有する特別有機溶剤 ○○○)」と記入すること。

ただし、「申請における単位作業場所における測定対象物質の種類及び使用量」欄のうち「使用量」欄には、含有する特別有機溶剤の量を物質ごとに記載する必要はなく、混合有機溶剤全体の量を記入すれば足りること。

(3) 摘要書は、測定基準第10条第3項の特例許可については特別有機溶剤等に含有される個々の特別有機溶剤ごとに1つ作成し、測定基準第13条第3項の特例許可については特定有機溶剤混合物として1つ作成すること。これにより摘要書が複数となるので、区別のため「整理番号」欄に①、②、③などの数字を記入すること。

(1) 申請が行われた場合は、申請書及び添付書類に記載された内容について1により審査し、必要に応じ実地調査を行い、その結果に基づいて許可の可否を決定すること。

(2) 申請書及び添付書類は、2部提出させ、許可又は不許可の旨を表示して、1部を申請者に返還し、保存させるとともに、1部は所轄労働基準監督署において保管すること。

なお、申請書1枚で2以上の単位作業場所について同時に許可申請が行われた場合であって、その一部の単位作業場所について許可することとした場合には、その旨記載し、返還すること。

(3) 許可又は不許可に際しては、次の事項を記録し、保存すること。

イ 受付年月日

ロ 業種

ハ 事業場名

ニ 所在地

ホ 整理番号(測定基準様式第2号又は粉じん則様式第4号に付されたもの)

ヘ 許可番号(許可の場合に限る。)

ト 許可又は不許可年月日

チ 申請のあった単位作業場所における測定対象物

## 7 許可の効力等

本許可は、申請のあった単位作業場所について行われるものであるため、許可後に1の(7)のイからハマまでに掲げる事項に変更があった場合には、当該許可の効力は及ばないこと。また、許可に当たっては、申請者にこれを了知させること。

(1) 申請が行われた場合は、申請書及び添付書類に記載された内容について1により審査し、必要に応じ実地調査を行い、その結果に基づいて許可の可否を決定すること。

(2) 申請書及び添付書類は、2部提出させ、許可又は不許可の旨を表示して、1部を申請者に返還し、保存させるとともに、1部は所轄労働基準監督署において保管すること。

なお、申請書1枚で2以上の単位作業場所について同時に許可申請が行われた場合であって、その一部の単位作業場所について許可することとした場合には、その旨記載し、返還すること。

(3) 許可又は不許可に際しては、次の事項を記録し、保存すること。

イ 受付年月日

ロ 業種

ハ 事業場名

ニ 所在地

ホ 整理番号(測定基準様式第二号又は粉じん則様式第四号に付されたもの)

ヘ 許可番号(許可の場合に限る。)

ト 許可又は不許可年月日

チ 申請のあった単位作業場所における測定対象物

## 6 許可の効力等

本許可は、申請のあった単位作業場所について行われるものであるため、許可後に1の(6)のイからハマまでに掲げる事項に変更があった場合には、当該許可の効力は及ばないこと。また、許可に当たっては、申請者にこれを了知させること。



なお、作業環境測定の結果の評価が第1管理区分でなくなった場合には、当該許可を取り消すものであること。

#### 8 その他

作業環境測定の結果の評価では、第1管理区分が継続しているにもかかわらず、当該有害業務に係る特殊健康診断の結果、新規に要観察とされた者が発見された場合等には、作業環境測定が適切に実施されているかを確認させるとともに、当該作業場の施設、設備、作業の方法等の点検を行うよう指導すること。

なお、作業環境測定の結果の評価が第1管理区分でなくなった場合には、当該許可を取り消すものであること。

#### 7 その他

作業環境測定の結果の評価では、第1管理区分が継続しているにもかかわらず、当該有害業務に係る特殊健康診断の結果、新規に要観察とされた者が発見された場合等には、作業環境測定が適切に実施されているかを確認させるとともに、当該作業場の施設、設備、作業の方法等の点検を行うよう指導すること。

別添 1

混合特別有機溶剤及び混合有機溶剤の成分指数の算定方法

混合特別有機溶剤及び混合有機溶剤の成分指数 (F) は、次の式により計算するものとする。

$$F = f_1 \cdot t_1 + f_2 \cdot t_2 + \dots$$

この式において F、 $f_1$ 、 $f_2$ ……及び  $t_1$ 、 $t_2$ …… は、それぞれ次の値を表すものとする。

F : 成分指数

$f_1$ 、 $f_2$ …… : 混合特別有機溶剤又は混合有機溶剤中の特別有機溶剤又は有機溶剤の種類ごとの含有量 (特別有機溶剤及び有機溶剤以外の物質を含有する物にあっては、含有する特別有機溶剤と有機溶剤の全体に占める各特別有機溶剤又は有機溶剤の割合) (重量パーセント)

$t_1$ 、 $t_2$ …… : 各特別有機溶剤又は各有機溶剤ごとの別表第 1 又は別表第 2 に掲げる値。

なお、測定対象物が混合特別有機溶剤かつ混合有機溶剤であって、特別有機溶剤と有機溶剤の両方を含有する場合には、別表第 2 に掲げる値を使用する。

別添 1

混合有機溶剤の成分指数の算定方法

混合有機溶剤の成分指数 (F) は、次の式により計算するものとする。

$$F = f_1 \cdot t_1 + f_2 \cdot t_2 + \dots$$

この式において F、 $f_1$ 、 $f_2$ ……及び  $t_1$ 、 $t_2$ …… は、それぞれ次の値を表すものとする。

F 成分指数

$f_1$ 、 $f_2$ ……混合有機溶剤中の有機溶剤の種類ごとの含有量 (有機溶剤含有物にあっては、含有する有機溶剤全体に占める各有機溶剤の割合) (重量パーセント)

$t_1$ 、 $t_2$ ……各有機溶剤ごとの別表に掲げる値

ここで、 $f_1$ 、 $f_2$ …… は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2に基づき文書の交付等により通知されている含有量を用いて差し支えないこと。この場合において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 34 条の 2 の 6に基づき、含有量が範囲をもって通知されている場合にあつては、その範囲の中央値とすること。

また、本通達以前に作業環境測定が行われた場合であつて、その際に使用していた特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量が不明なものについては、作業環境測定により求めた空気中における各成分の存在比を特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量とみなして成分指数を算定しても差し支えないこと。

これらの場合において、各特別有機溶剤及び各有機溶剤の含有量の和が 100 パーセントにならない場合には、各特別有機溶剤及び各有機溶剤の含有量に  $100 /$ （各特別有機溶剤及び各有機溶剤の含有量の和）を乗じ、含有量の和が 100 パーセントになるように換算した値を  $f_1$ 、 $f_2$ ……とすること。

ここで、 $f_1$ 、 $f_2$ …… は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条に基づき表示されている含有量を用いて差し支えないこと。この場合において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 31 条第 2 項に基づき、含有量が範囲をもって表示されている場合にあつては、その範囲の中央値とすること。

また、本通達以前に作業環境測定が行われた場合であつて、その際に使用していた有機溶剤の含有量が不明なものについては、作業環境測定により求めた空気中における各成分の存在比を有機溶剤の含有量とみなして成分指数を算定しても差し支えないこと。

これらの場合において、各有機溶剤の含有量の和が 100 パーセントにならない場合には、各有機溶剤の含有量に  $100 /$ （各有機溶剤含有量の和）を乗じ、含有量の和が 100 パーセントになるように換算した値を  $f_1$ 、 $f_2$ ……とすること。

成分指数の計算方法の例を具体的に示すと、次のようになること。

(例 1) 混合特別有機溶剤の場合

特別有機溶剤混合物の成分 (表示)	含有量 (重量%)	(含有量) × 100 (各有機溶剤含有量の和)	t の値
スチレン	50~60%	55	3
1, 4-ジオキサン	40~50%	45	30
(各特別有機溶剤含有量の和)		100	

F(成分指数)

$$= 55 \times 3 + 45 \times 30 = 1515$$

(例 2) 混合有機溶剤の場合

混合有機溶剤の成分 (表示)	含有量 (重量%)	(含有量) × 100 (各有機溶剤含有量の和)	t の値
トルエン	40~50%	50	10
キシレン	20~30%	28	3
酢酸メチル	10~20%	17	10
ノルマルヘキサン	0~10%	5	30
(各有機溶剤含有量の和)		90	

F(成分指数)

$$= 50 \times 10 + 28 \times 3 + 17 \times 10 + 5 \times 30 = 904$$

成分指数の計算方法の例を具体的に示すと、次のようになること。

混合有機溶剤の成分 (表示)	含有量 (重量%)	(含有量) × 100 (各有機溶剤含有量の和)	t の値
トルエン	40~50%	50	3
キシレン	20~30%	28	1
酢酸メチル	10~20%	17	10
ノルマルヘキサン	0~10%	5	30
(各有機溶剤含有量の和)		90	

F(成分指数)

$$= 50 \times 3 + 28 \times 1 + 17 \times 10 + 5 \times 30 = 498$$

別表第 1

作業環境測定基準第 10 条第 3 項を適用する場合の t 値

特別有機溶剤の名称	t 値	検知管方式
エチルベンゼン	3	
クロロホルム	300	○
四塩化炭素	100	○
1, 4-ジオキサン	30	
1, 2-ジクロロエタン	100	
1, 2-ジクロロプロパン	300	
ジクロロメタン	100	
スチレン	3	○
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	30	
テトラクロロエチレン	3	○
トリクロロエチレン	30	○
メチルイソブチルケトン	10	

注：「検知管方式」欄の○は、作業環境測定基準第 10 条第 2 項の規定により検知管方式が認められている物質であることを示す。

別表第2

作業環境測定基準第13条第3項を適用する場合のt値

特別有機溶剤	有機溶剤又は特別有機溶剤の名称	t 値	検知管方式
	アセトン	3	○
	イソブチルアルコール	1	
	イソプロピルアルコール	1	○
	イソペンチルアルコール	1	○
	エチルエーテル	10	○
	エチレングリコールモノエチルエーテル	10	
	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	3	
	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル	1	
	エチレングリコールモノメチルエーテル	1000	
	オルトジクロルベンゼン	1	
	キシレン	3	○
	クレゾール	1	○
	クロルベンゼン	10	○
	酢酸イソブチル	1	○
	酢酸イソプロピル	3	○

別表

有機溶剤	t 値
メチルシクロヘキサノール イソペンチルアルコール エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル シクロヘキサノール オルトジクロルベンゼン メチルシクロヘキサノン 酢酸ノルマルブチル 酢酸ノルマルプロピル 酢酸イソブチル 酢酸ノルマルペンチル 酢酸イソペンチル ニブタノール クレゾール イソプロピルアルコール イソブチルアルコール	1
シクロヘキサノン ニブタノール エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート スチレン テトラクロルエチレン キシレン 酢酸エチル エチルベンゼン アセトン メチルエチルケトン	3

	酢酸イソペンチル	1			N・N-ジメチルホルムアミド		
	酢酸エチル	3	○		酢酸イソプロピル		
	酢酸ノルマルブチル	1	○		メタノール		
	酢酸ノルマルプロピル	1			一・一・一トリクロルエタン		
	酢酸ノルマルペンチル	1			エチレングリコールモノエチルエーテル	10	
	酢酸メチル	10			メチルイソブチルケトン		
	シクロヘキサノール	1			クロルベンゼン		
	シクロヘキサノン	3	○		酢酸メチル		
	1, 2-ジクロルエチレン	10	○		エチルエーテル		
	N・N-ジメチルホルムアミド	3	○		トルエン		
	テトラヒドロフラン	30			一・二-ジクロルエチレン		
	1, 1, 1-トリクロルエタン	3	○		メチルーノルマルブチルケトン	30	
	トルエン	10	○		テトラヒドロフラン		
	二硫化炭素	3000	○		一・四-ジオキサン		
	ノルマルヘキサン	30			ノルマルヘキサン		
	1-ブタノール	3			一・一・二・二-テトラクロルエタン		
	2-ブタノール	1	○		一・二-ジクロロプロパン		
	メタノール	3			トリクロルエチレン		
	メチルエチルケトン	3			一・二-ジクロルエタン	100	
	メチルシクロヘキサノール	1			ジクロルメタン		
	メチルシクロヘキサノン	1	○		四塩化炭素	300	
	メチルーノルマルブチルケトン	30			クロロホルム	1000	
※	エチルベンゼン	3			エチレングリコールモノメチルエーテル	3000	
※	クロロホルム	300	○		二硫化炭素		

※	四塩化炭素	100	○
※	1, 4-ジオキサン	30	
※	1, 2-ジクロロエタン	100	
※	1, 2-ジクロロプロパン	300	
※	ジクロロメタン	100	
※	スチレン	3	○
※	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	30	
※	テトラクロロエチレン	3	○
※	トリクロロエチレン	30	○
※	メチルイソブチルケトン	10	

注1：「特別有機溶剤」欄の※は、その物質が特別有機溶剤であることを示す。

注2：「検知管方式」欄の○は、作業環境測定基準第10条第2項又は第13条第2項により検知管方式が認められている物質であることを示す。



## 別添2

## 粉じん作業の作業形態の区分

区分	作業形態
1	ふるいわけ、混合、混入、散布、投入、造型、成形、袋詰め等粉末を原材料として取り扱う作業
2	掘削、断裁、彫り、破碎、粉碎、はつり、バリ取り、研磨、仕上げ、加工等の作業
3	製品若しくは半製品又は設備に付着した物質を取り除く作業（砂落とし、型ばらし、ショットブラストによる作業を含む。） 原材料、製品若しくは半製品又は設備を取り扱うことに伴い、これらに付着した粉じんが飛散する作業（粉体の運搬、積卸しの作業を含む。）
4	金属又は非金属の精錬、溶融、湯出し、又は鋳込みの作業
5	金属の溶接、溶断、熱処理又は溶射の作業

## 別添2

## 粉じん作業の作業形態の区分

区分	作業形態
1	ふるいわけ、混合、混入、散布、投入、造型、成形、袋詰め等粉末を原材料として取り扱う作業
2	掘削、断裁、彫り、破碎、粉碎、はつり、バリ取り、研磨、仕上げ、加工等の作業
3	製品若しくは半製品又は設備に付着した物質を取り除く作業（砂落とし、型ばらし、ショットブラストによる作業を含む。） 原材料、製品若しくは半製品又は設備を取り扱うことに伴い、これらに付着した粉じんが飛散する作業（粉体の運搬、積卸しの作業を含む。）
4	金属又は非金属の精錬、溶融、湯出し、又は鋳込みの作業
5	金属の溶接、溶断、熱処理又は溶射の作業

別添 2

平成 2 年 7 月 17 日付け基発第 462 号「相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数及び妨害物質がある場合における検知管方式による測定の具体的方法について」の新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数について</p> <p>測定基準第 2 条第 3 項第 2 号に規定する質量濃度変換係数については、以下のとおりとする。</p> <p>1 「単位作業場所について求めた数値」について</p> <p>「単位作業場所について求めた数値」は、測定基準第 2 条第 3 項の許可に係る単位作業場所について、同項第 1 号の規定による較正を受けた測定機器を用いて、以下の方法により求めた数値とすること。</p> <p>(1) 当該単位作業場所についての直近の測定及び当該測定からさかのぼる連続した測定において求めた 4 つの質量濃度変換係数の平均値とすること。</p> <p>この場合における測定は、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)第 26 条第 1 項の規定による作業環境測定の際に行う併行測定のほか、作業が定常的に行われている時間帯に行われた併行測定のみでも差し支えないこと。ただし、各測定の間隔は、1 月以上をあけて行われたものであること。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数について</p> <p>測定基準第 2 条第 3 項第 2 号に規定する質量濃度変換係数については、以下のとおりとする。</p> <p>1 「単位作業場所について求めた数値」について</p> <p>「単位作業場所について求めた数値」は、測定基準第 2 条第 3 項の許可に係る単位作業場所について、同項第 1 号の規定による較正を受けた測定機器を用いて、以下の方法により求めた数値とすること。</p> <p>(1) 当該単位作業場所についての直近の測定及び当該測定からさかのぼる連続した測定において求めた 4 つの質量濃度変換係数の平均値とすること。</p> <p>この場合における測定は、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)第 26 条第 1 項の規定による作業環境測定の際に行う併行測定のほか、作業が定常的に行われている時間帯に行われた併行測定のみでも差し支えないこと。ただし、各測定の間隔は、1 月以上をあけて行われたものであること。</p>

(2) (1)の4つの質量濃度変換係数のうちの最大値が最小値の2倍を超える場合には、(1)の平均値から最も離れた係数1つ(最大値と最小値が等しく離れている場合は最小値)を除く3つの係数の平均値とすること。

この場合において、当該3つの係数のうち最大値が最小値の2倍を超えるときには、当該3つの係数の平均値によることはできず、2の「厚生労働省労働基準局長が示す数値」によること。

(3) (1)の4つの質量濃度変換係数のうち1つが次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、当該係数を除く3つの係数の平均値とすること。

イ 光散乱方式による測定機器にあつては、20未満

（単位 平均粒径0.3 $\mu$ mのステアリン酸に対する質量濃度変換係数が、  
0.01mg/m<sup>3</sup>/cpmの測定機器にあつては、 $10^{-3}$ mg/m<sup>3</sup>/cpm  
0.001mg/m<sup>3</sup>/cpmの測定機器にあつては、 $10^{-4}$ mg/m<sup>3</sup>/cpm

ロ 圧電天秤方式による測定機器にあつては、1.0未満

この場合において、2つ以上の質量濃度変換係数がイ又ロのいずれかに該当する場合は、当該3つの係数の平均値によることはできず、2の「厚生労働省労働基準局長が示す数値」によること。

2 「厚生労働省労働基準局長が示す数値」について

「厚生労働省労働基準局長が示す数値」は、当面、次の(1)又は(2)に掲げる機器について適用することとし、当該機器の種類に応じ、

(2) (1)の4つの質量濃度変換係数のうちの最大値が最小値の2倍を超える場合には、(1)の平均値から最も離れた係数1つ(最大値と最小値が等しく離れている場合は最小値)を除く3つの係数の平均値とすること。

この場合において、当該3つの係数のうち最大値が最小値の2倍を超えるときには、当該3つの係数の平均値によることはできず、2の「労働省労働基準局長が示す数値」によること。

(3) (1)の4つの質量濃度変換係数のうち1つが次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、当該係数を除く3つの係数の平均値とすること。

イ 光散乱方式による測定機器にあつては、20未満

（単位 平均粒径0.3 $\mu$ mのステアリン酸に対する質量濃度変換係数が、  
0.01mg/m<sup>3</sup>/cpmの測定機器にあつては、 $10^{-3}$ mg/m<sup>3</sup>/cpm  
0.001mg/m<sup>3</sup>/cpmの測定機器にあつては、 $10^{-4}$ mg/m<sup>3</sup>/cpm

ロ 圧電天秤方式による測定機器にあつては、1.0未満

この場合において、2つ以上の質量濃度変換係数がイ又ロのいずれかに該当する場合は、当該3つの係数の平均値によることはできず、2の「労働省労働基準局長が示す数値」によること。

2 「労働省労働基準局長が示す数値」について

「労働省労働基準局長が示す数値」は、当面、次の(1)又は(2)に掲げる機器について適用することとし、当該機器の種類に応じ、次の(1)

次の(1)のイ若しくはロ又は(2)に掲げる数値とすること。

(1) 光散乱方式による測定機器

P-3、P-5L、P-5H、LD-1L、LD-1H(以上、柴田科学器械工業株式会社製)、3411、5300(以上、日本科学工業株式会社製)

イ 粉じん則別表第2第15号の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場……45(ただし、LD-1L、LD-1Hについては25)

ロ その他の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場……60(ただし、LD-1L、LD-1Hについては25)

単位 平均粒径0.3 μmのステアリン酸に対する質量濃度変換係数が、  
0.01mg/m<sup>3</sup>/cpmの測定機器にあつては、 1 0<sup>-3</sup>mg/m<sup>3</sup>/cpm  
0.001mg/m<sup>3</sup>/cpmの測定機器にあつては、 1 0<sup>-4</sup>mg/m<sup>3</sup>/cpm

(2) 圧伝電秤方式による測定機器

3511、51-1111(いずれも日本科学工業株式会社製)  
特定粉じん作業が行われる屋内作業場……1.5

第2 測定基準第10条第3項の規定に基づく特定化学物質等の濃度の測定の具体的方法について

妨害物質がある場合における検知管方式による測定機器を用いる方法(以下「検知管方式」という。)による特定化学物質等の濃度の測定の具体的方法については、以下のとおりとする。

1 検知管の選定について

のイ若しくはロ又は(2)に掲げる数値とすること。

(1) 光散乱方式による測定機器

P-3、P-5L、P-5H、LD-1L、LD-1H(以上、柴田科学器械工業株式会社製)、3411、5300(以上、日本科学工業株式会社製)

イ 粉じん則別表第2第15号の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場……45(ただし、LD-1L、LD-1Hについては25)

ロ その他の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場……60(ただし、LD-1L、LD-1Hについては25)

単位 平均粒径0.3 μmのステアリン酸に対する質量濃度変換係数が、  
0.01mg/m<sup>3</sup>/cpmの測定機器にあつては、 1 0<sup>-3</sup>mg/m<sup>3</sup>/cpm  
0.001mg/m<sup>3</sup>/cpmの測定機器にあつては、 1 0<sup>-4</sup>mg/m<sup>3</sup>/cpm

(2) 圧伝電秤方式による測定機器

3511、51-1111(いずれも日本科学工業株式会社製)  
特定粉じん作業が行われる屋内作業場……1.5

第2 測定基準第10条第3項の規定に基づく特定化学物質等の濃度の測定の具体的方法について

妨害物質がある場合における検知管方式による測定機器を用いる方法(以下「検知管方式」という。)による特定化学物質等の濃度の測定の具体的方法については、以下のとおりとする。

1 検知管の選定について

昭和 63 年 9 月 16 日付け基発第 604 号「作業環境測定基準の一部改正について」(以下「第 604 号通達」という。)の記の第 2 の 7 の(3)によること。

また、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の 3 に規定する特別有機溶剤等のうち同項第 3 号の 2 に規定する特別有機溶剤を 2 種類以上含有する物（以下「混合特別有機溶剤」という。）を測定する場合には、主成分用以外の検知管の方が測定対象である特別有機溶剤の濃度をより適切に測定できる場合があるので、次の要領で、適切な検知管を選定することが望ましい。

(1) 当該混合特別有機溶剤の成分に応じ、次の検知管を用いてあらかじめ発散源近くの任意の 1 点において、当該混合特別有機溶剤の主成分用検知管と比較測定を行うこと。

なお、特別有機溶剤の分類については別添によること。

イ 芳香族系の特別有機溶剤を含有する場合……トルエン用検知管

ロ 塩素系の特別有機溶剤を含有する場合……トリクロロエチレン用検知管

ハ 脂肪族系の特別有機溶剤を含有する場合……酢酸エチル用検知管

(2) 比較測定の結果、着色層の長さが最も長いものを選定すること。この場合において、着色の境界が不明瞭で、読み取り誤差が大きくなるおそれのあるものがあれば、これを除いて選定すること。

昭和 63 年 9 月 16 日付け基発第 604 号「作業環境測定基準の一部改正について」(以下「第 604 号通達」という。)の記の第 2 の 7 の(3)によること。

(1) 併行測定点は、次のイ又はロの点のいずれかとすること。ただし、ロの点を併行測定点とした場合であって、当該測定点における検知管の指示値がイの点における指示値に比べて著しく小さいときは、イの点を併行測定点とすること。

イ デザインにおいて決定された測定点のうち、検知管による測定を行った結果、検知管の指示値が最大の点

ロ 前回の測定における各測定点のうち、測定値が最大の点

(2) 併行測定点における試料空気の捕集及び分析については、次のイ又はロのいずれかによること。

イ 併行測定点において、捕集袋等に捕集した試料空気を検知管方法と測定基準別表第 1 に掲げる分析方法の双方の分析方法により分析する。

ロ 併行測定点において、検知管方法による測定を行うと同時に試料空気を捕集し、当該試料空気を測定基準別表第 1 に掲げる分析方法により分析する。

### 3 測定値変換係数の算出について

併行測定点において測定基準別表第 1 に掲げる方法により求めた測定値と当該測定点における検知管の指示値から、次の式により測定値変換係数を求めること。

なお、測定対象物が混合特別有機溶剤の場合には、個々の特別有機溶剤ごとに測定値変換係数を求めること。

測定値変換係数=

併行測定点における測定値(ppm)／併行測定点における検知管の指示値(ppm)

(1) 併行測定点は、次のイ又はロの点のいずれかとすること。ただし、ロの点を併行測定点とした場合であって、当該測定点における検知管の指示値がイの点における指示値に比べて著しく小さいときは、イの点を併行測定点とすること。

イ デザインにおいて決定された測定点のうち、検知管による測定を行った結果、検知管の指示値が最大の点

ロ 前回の測定における各測定点のうち、測定値が最大の点

(2) 併行測定点における試料空気の捕集及び分析については、次のイ又はロのいずれかによること。

イ 併行測定点において、捕集袋等に捕集した試料空気を検知管方法と測定基準別表第 1 に掲げる分析方法の双方の分析方法により分析する。

ロ 併行測定点において、検知管方法による測定を行うと同時に試料空気を捕集し、当該試料空気を測定基準別表第 1 に掲げる分析方法により分析する。

### 3 測定値変換係数の算出について

併行測定点において測定基準別表第 1 に掲げる方法により求めた測定値と当該測定点における検知管の指示値から、次の式により測定値変換係数を求めること。

測定値変換係数=

併行測定点における測定値(ppm)／併行測定点における検知管の指示値(ppm)

4 測定値の決定について

3 の式により求めた測定値変換係数を併行測定点以外の測定点における検知管の指示値に掛け合わせるにより、各測定点における測定値を求めること。

なお、測定対象物が混合特別有機溶剤の場合には、3 の式により求めた個々の特別有機溶剤の測定値変換係数を用いて、各測定点における個々の特別有機溶剤の測定値を求めること。

5 測定結果の記録

特化則第 36 条第 2 項第 5 号の測定結果については、次の事項を記録すること。

- (1) 併行測定点における、測定基準別表第 1 に掲げる方法により求めた測定値（混合特別有機溶剤の場合には、測定基準別表第 1 に掲げる方法により求めた個々の特別有機溶剤の測定値）
- (2) 併行測定点における検知管の指示値
- (3) 測定値変換係数（混合特別有機溶剤の場合には、個々の特別有機溶剤の測定値変換係数）
- (4) 併行測定点以外の測定点における、検知管の指示値及び 4 により求めた測定値（混合特別有機溶剤の場合には、検知管の指示値及び 4 により求めた個々の特別有機溶剤の測定値）

第 3 測定基準第 13 条第 3 項の規定に基づく有機溶剤の濃度の測定の具体的方法について

妨害物質がある場合における検知管方式による有機溶剤（特別有

4 測定値の決定について

3 の式により求めた測定値変換係数を併行測定点以外の測定点における検知管の指示値に掛け合わせるにより、各測定点における測定値を求めること。

第 3 測定基準第 13 条第 3 項の規定に基づく有機溶剤の濃度の測定の具体的方法について

妨害物質がある場合における検知管方式による有機溶剤の濃度の

機溶剤を含む。以下第3において同じ。)の濃度の測定の具体的方法については、以下のとおりとする。

## 1 検知管の選定について

第604号通達の記の第2の10の(3)によること。

この場合、主成分用以外の検知管の方が測定対象である有機溶剤の濃度をより適切に測定できる場合があるので、次の要領で、適切な検知管を選定することが望ましい。

- (1) 当該混合有機溶剤の成分に応じ、次の検知管を用いてあらかじめ発散源近くの任意の1点において、当該有機溶剤の主成分用検知管と比較測定を行うこと。

なお、有機溶剤の分類については別添によること。

イ 芳香族系の有機溶剤を含有する場合……トルエン用検知管

ロ 塩素系の有機溶剤を含有する場合……トリクロロエチレン用検知管

ハ 脂肪族系の有機溶剤を含有する場合……酢酸エチル用検知管

- (2) 比較測定の結果、着色層の長さが最も長いものを選定すること。この場合において、着色の境界が不明瞭で、読み取り誤差が大きくなるおそれのあるものがあれば、これを除いて選定すること。

## 2 併行測定について

- (1) 併行測定点は、次のイ又はロの点のいずれかとすること。ただし、ロの点を併行測定点とした場合であって、当該測定点における検知管の指示値がイの点における指示値に比べて著しく小さいときは、イの点を併行測定点とすること。

測定の具体的方法については、以下のとおりとする。

## 1 検知管の選定について

第604号通達の記の第2の10の(3)によること。

この場合、主成分用以外の検知管の方が測定対象である有機溶剤の濃度をより適切に測定できる場合があるので、次の要領で、適切な検知管を選定することが望ましい。

- (1) 当該有機溶剤の成分に応じ、次の検知管を用いてあらかじめ発散源近くの任意の1点において、当該有機溶剤の主成分用検知管と比較測定を行うこと。

なお、有機溶剤の分類については別添によること。

イ 芳香族系有機溶剤を含有する場合……トルエン用検知管

ロ 塩素系有機溶剤を含有する場合……トリクロロエチレン用検知管

ハ 脂肪族系有機溶剤を含有する場合……酢酸エチル用検知管

- (2) 比較測定の結果、着色層の長さが最も長いものを選定すること。この場合において、着色の境界が不明瞭で、読み取り誤差が大きくなるおそれのあるものがあれば、これを除いて選定すること。

## 2 併行測定について

- (1) 併行測定点は、次のイ又はロの点のいずれかとすること。ただし、ロの点を併行測定点とした場合であって、当該測定点における検知管の指示値がイの点における指示値に比べて著しく小さいときは、イの点を併行測定点とすること。



イ デザインにおいて決定された測定点のうち、検知管による測定を行った結果、検知管の指示値が最大の点

ロ 前回の測定における各測定点のうち、換算値(作業環境評価基準(昭和 63 年労働省告示第 79 号)第 2 条第 4 項に定める換算値をいう。以下同じ。)が最大の点

(2) 併行測定点における試料空気の捕集及び分析については、次のイ又はロのいずれかによること。

イ 併行測定点において、捕集袋等に捕集した試料空気を検知管方法と測定基準別表第 2 に掲げる分析方法の双方の分析方法により分析する。

ロ 併行測定点において、検知管方法による測定を行うと同時に試料空気を捕集し、当該試料空気を測定基準別表第 2 に掲げる分析方法により分析する。

### 3 換算値変換係数の算出について

併行測定点において測定基準別表第 1 又は別表第 2 に掲げる方法による測定結果から求めた換算値と当該測定点における検知管の指示値から、次の式により換算値変換係数を求めること。

換算値変換係数(ppm)=

併行測定点における換算値／併行測定点における検知管の指示値(ppm)

### 4 換算値の算出について

3 の式により求めた換算値変換係数を併行測定点以外の測定点における検知管の指示値に掛け合わせるにより、各測定点にお

イ デザインにおいて決定された測定点のうち、検知管による測定を行った結果、検知管の指示値が最大の点

ロ 前回の測定における各測定点のうち、換算値(作業環境評価基準(昭和 63 年労働省告示第 79 号)第 2 条第 4 項に定める換算値をいう。以下同じ。)が最大の点

(2) 併行測定点における試料空気の捕集及び分析については、次のイ又はロのいずれかによること。

イ 併行測定点において、捕集袋等に捕集した試料空気を検知管方法と測定基準別表第 2 に掲げる分析方法の双方の分析方法により分析する。

ロ 併行測定点において、検知管方法による測定を行うと同時に試料空気を捕集し、当該試料空気を測定基準別表第 2 に掲げる分析方法により分析する。

### 3 換算値変換係数の算出について

併行測定点において測定基準別表第 2 に掲げる方法による測定結果から求めた換算値と当該測定点における検知管の指示値から、次の式により換算値変換係数を求めること。

換算値変換係数(ppm)=

併行測定点における換算値／併行測定点における検知管の指示値(ppm)

### 4 換算値の算出について

3 の式により求めた換算値変換係数を併行測定点以外の測定点における検知管の指示値に掛け合わせるにより、各測定点にお

る換算値を求めること。

#### 5 測定結果の記録

有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)第 28 条第 3 項第 5 号(特化則第 36 条の 5 において準用する場合を含む。)の測定結果については、次の事項を記録すること。

- (1) 併行測定点における、測定基準別表第 1 又は別表第 2 に掲げる方法により求めた個々の特別有機溶剤及び有機溶剤についての測定値及び換算値
- (2) 併行測定点における検知管の指示値
- (3) 換算値変換係数
- (4) 併行測定点以外の測定点における、検知管の指示値及び 4 により求めた換算値

換算値を求めること。

#### 5 測定結果の記録

有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)第 28 条第 3 項第 5 号の測定結果については、次の事項を記録すること。

- (1) 併行測定点における、測定基準別表第 2 に掲げる方法により求めた個々の物質についての測定値及び換算値
- (2) 併行測定点における検知管の指示値
- (3) 換算値変換係数
- (4) 併行測定点以外の測定点における、検知管の指示値及び 4 により求めた換算値

別添

特別有機溶剤及び有機溶剤の分類

注：(※) は特別有機溶剤を示す。

1 芳香族系の特別有機溶剤及び有機溶剤

- (1) エチルベンゼン (※)
- (2) オルト-ジクロルベンゼン
- (3) キシレン
- (4) クロルベンゼン
- (5) トルエン

2 塩素系の特別有機溶剤及び有機溶剤

- (1) クロロホルム (※)
- (2) 四塩化炭素 (※)
- (3) 1,2-ジクロロエタン (※)
- (4) 1,2-ジクロルエチレン
- (5) 1,2-ジクロロプロパン (※)
- (6) ジクロロメタン (※)
- (7) 1,1,2,2-テトラクロロエタン (※)
- (8) テトラクロロエチレン (※)
- (9) 1,1,1-トリクロルエタン
- (10) トリクロロエチレン (※)

3 脂肪族系の特別有機溶剤及び有機溶剤

別添

1 芳香族系有機溶剤

- (1) オルト-ジクロルベンゼン
- (2) キシレン
- (3) クロルベンゼン
- (4) トルエン

2 塩素系有機溶剤

- (1) クロロホルム
- (2) 四塩化炭素
- (3) 1,2-ジクロルエタン
- (4) 1,2-ジクロルエチレン
- (5) ジクロロメタン
- (6) 1,1,2,2-テトラクロルエタン
- (7) テトラクロルエチレン
- (8) 1,1,1-トリクロルエタン
- (9) トリクロルエチレン

3 脂肪族系有機溶剤

<p>特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 3 号の 2 に規定する特別有機溶剤及び労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)別表第 6 の 2 第 1 号から第 47 号までに掲げる有機溶剤のうち、次の(1)又は(2)以外のもの</p> <p>(1) 上記 1 又は 2 に掲げる特別有機溶剤又は有機溶剤</p> <p>(2) クレゾール、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン <u>(※)</u> 又は二硫化炭素</p>	<p>労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)別表第 6 の 2 第 1 号から第 47 号までに掲げる有機溶剤のうち、次の(1)又は(2)以外のもの</p> <p>(1) 上記 1 又は 2 に掲げる有機溶剤</p> <p>(2) クレゾール、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン又は二硫化炭素</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基 発 1023 第 11 号  
平成 26 年 10 月 23 日

公益社団法人日本作業環境測定協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

「作業環境測定特例許可について」等の一部改正について

日頃から労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第377号。以下「改正告示」という。）が、平成26年9月29日に公示され、改正告示による改正後の作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）については、平成26年11月1日（一部の規定については平成26年10月1日）から適用されることとなりました。

これに伴い、作業環境測定の特例許可に関する下記の1及び2に掲げる通達の一部を改正して、平成26年11月1日から適用することとし、別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対し、改正内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 平成2年7月17日付け基発第461号「作業環境測定特例許可について」
- 2 平成2年7月17日付け基発第462号「相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数及び妨害物質がある場合における検知管方式による測定の具体的方法について」

(別添 略)